

石川県民主医療機関連合会規約

第1条（名称・所在地）

この会は、石川県民主医療機関連合会といい、略称を石川民医連とする。
事務所を金沢市内におく。

第2条（組織）

この会は、全日本民主医療機関連合会（略称：全日本民医連）の綱領・規約とこの規約を承認し、全日本民医連とこの会の方針にしたがって活動することを承認した石川県内の医療機関および医療機関に準ずる組織（以下、加盟医療機関）をもって組織する。

第3条（目的）

この会は、全日本民医連綱領を実現することを目的とする。

第4条（活動）

この会は、前条の目的を達成するため、全日本民医連の指導をうけ、全日本民医連の方針を石川県内で具体化し、次の諸活動を行う。

1. 加盟医療機関に対する指導・援助。
2. 加盟医療機関相互の連絡ならびに研修会、講習会、交流会の開催。
3. 人事の交流、職員の教育および養成。
4. 全県的な統一行動の組織。
5. 災害および民主的諸闘争への医療支援。
6. 調査研究および機関紙・誌の発行。
7. 各種医療機関・団体および労働組合・民主団体との連携・協力。
8. その他、この会の目的達成に必要な活動。

第5条（機関）

この会に次の機関をおく。

総 会
理 事 会
四 役 会 議

第6条（総会）

1. 総会は、この会の最高機関で2年に1回、3月に会長が招集する。
ただし、とくに必要がある場合は、2カ月を越えない範囲で招集時期を変更することができる。
2. 総会は、加盟医療機関からの代議員およびこの会の役員をもって構成し、代議員の2／3以上の出席により成立する。
この会の役員は、代議員になることはできない。代議員の選出基準は別に定める。
3. 総会の議決権は、代議員ごとに一票とし、議案は特に定める事項をのぞき、出席代議員の過半数の賛成で議決する。
4. 理事会が必要と認めたとき、また加盟医療機関の1／3以上の要求があったときは臨時総会を開く。臨時総会の運営は、総会に準ずる。
5. 総会の運営は、別に定める。
6. 総会は、次の事項を決定する。
 - 1) 規約の改廃に関する事項。
ただし、この事項の議決は、出席代議員の2／3以上の賛成を要する。
 - 2) 運動方針に関する事項。
 - 3) 予算・決算および会費に関する事項。
 - 4) 役員選出に関する事項。
 - 5) その他必要な事項。

第7条（理事会）

1. 理事会は、総会につぐ機関であり、会長・副会長・事務局長・事務局次長および理事で構成し、構成員の過半数の出席により成立し、議案は出席者の過半数の賛成で議決する。
2. 理事会は、会長の招集により開催し、次の事項を決定する。
 - 1) 総会の運動方針にもとづく活動方針と活動計画。
 - 2) 総会から委任された事項。
 - 3) 常任理事会を互選する事項。
 - 4) この会の加盟・退会および統制に関する事項。この号については、全日本民医連の承認と次期総会の承認を必要とする。
 - 5) 諸規定ならびに細則の制定および改廃に関する事項。
 - 6) 各種委員会の設置と委員の任命。
 - 7) その他必要な事項。

第8条（四役会議）

1. 四役会議は、総会で選出された会長・副会長・事務局長・事務局次長をもって構成する。ただし、理事会の構成員の1/2を越えてはならない。
2. 四役会議の成立・議決は理事会に準ずる。
3. 四役会議は、総会および理事会の決定にしたがって、理事会から理事会までの会務を執行する。

第9条（役員）

1. この会に次の役員をおく。
 - 1) 会長 1名 会長はこの会を代表し、総会、理事会、四役会議を招集し、この会の活動を統括する。
 - 2) 副会長 若干名 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
 - 3) 事務局長 1名 事務局長は事務局を統括し、事務処理の責に任ずる。
 - 4) 事務局次長 若干名 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはこれを代行する。
 - 5) 理事 若干名
 - 6) 会計監事 2名 会計監事は年1回以上この会の会計を監査し、総会に報告する。
会計監事は必要ある場合、理事会に出席することができる。
2. 役員は、加盟医療機関の役職員およびこの会の専任役職員から選出する。
3. 役員の任期は2年とする。ただし、再選はさまたげない。
4. 役員の任期終了の日がその総会の日と異なるときは、前項の規定にかかわらず、その総会の終了の日までとする。

第10条 この会は、名誉役員および顧問をおくことができる。

名誉役員および顧問は、理事会が推薦し、総会の承認をうける。

第11条（事務局）

この会の会務を処理するため、事務局を設け、事務局長をおく。

事務局員は、理事会の承認をへて会長が任免する。

第12条（加盟・脱退）

この会の加盟・脱退は、当該医療機関の申し込みにもとづいて理事会が審議し、あらかじめ全日本民医連と協議・承認をしたうえで決定する。

ただし、次期総会の承認をえなければならない。

第13条（統制）

1. 全日本民医連の綱領・規約と運動方針およびこの会の規約と運動方針から逸脱して指導にしたがわない加盟医療機関に対して警告および除名処分を行うことができる。
2. 会費を1年以上納入せず、あるいはこの会の目的達成のために活動する意思なしと認められる加盟医療機関は、理事会が除籍を行うことができる。
3. 理事会からの処分および除籍をうけた加盟医療機関は、この会の総会、さらに全日本民医連評議員会・総会に不服を申し立てることができる。
4. 前項の不服申し立てをうけたこの総会は、この処分および除籍の当否について公平に審議しなければならない。
5. この会の役員が、全日本民医連綱領・規約と運動方針およびこの会の規約と運動方針から逸脱し、決定にそむき、会の名誉を著しく傷つけ、会に重大な損害を与えた場合、理事会は処分を行う。処分は解任とする。理事会は解任事由を明示する。

第14条（財政）

この会の財政は、会費・寄付金・事業収入をもってこれにあてる。ただし、特に必要な場合には、理事会の議決によって臨時分担金を徴収する。この場合次の総会で承認を得る。

第15条（会費）

加盟医療機関は、この会の会費として全日本民医連会費を含めた金額を別に定める会費規定により毎月この会に納入する。

第16条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年1月1日にはじまり、その年の12月31日で終わる。

（付則）

1. この会の規約は、1987年7月11日から施行する。
2. 財政および会費に関する条文については、1988年度より施行する。
3. 1991年3月17日開催の石川民医連第6回定期総会で規約一部改正。
財政および会費に関する条文は、1991年度については1991年4月1日より1991年12月31日とする。
4. 2001年3月11日開催の石川民医連第16回定期総会で規約一部改正。

以上